

板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱

(平成 17 年 2 月 1 日区長決定)

(設置)

第 1 条 板橋区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という）の規定に基づき、板橋区における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等による福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営確保のため必要となる事項を協議するため、板橋区が主宰者となり設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、つぎの事項について協議する。

- (1) 法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期限の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体から主宰者が決定する。

- (1) 板橋区長の指名する職員 5 名以内
- (2) 東京運輸支局長の指名する職員 1 名
- (3) 公共交通機関に関する学識経験者 1 名
- (4) 福祉有償運送実施団体 2 名以内
- (5) 福祉有償運送の利用者 2 名以内
- (6) タクシー事業者等交通機関関係者 3 名以内

3 前条第 1 号及び第 2 号に係わる協議を行う場合、当該運送主体の代表者は、協議会に参加することができるものとする。ただし、議事決定に関与することはできない。

4 協議会委員が所属する NPO 等に関する前条第 1 号及び第 2 号に係わる協議を行う場合、当該委員は、議事決定に関与できない。

(会長)

第 4 条 協議会委員の互選により、協議会会長および副会長を置く。

2 会長は、協議会の議長を務める。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。

4 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。